

平成29年 第13回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成29年 7月27日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成29年7月27日

東京都教育委員会第13回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第49号議案から第55号議案まで

平成30年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について

第56号議案

平成30年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第57号議案

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則の制定について

第58号議案

「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定について

第59号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分について

2 報 告 事 項

(1) 「いじめ防止対策推進法」第28条に基づく調査について

(2) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
教育監	出 張 吉 訓
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	初 宿 和 夫
地域教育支援部長	安 部 典 子
指導部長	増 渕 達 夫
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	古 川 浩 二
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	浅 野 直 樹
指導推進担当部長	宇 田 剛
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
(書 記) 総務部教育政策課長	岡 部 涉

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成29年第13回定例会を開会します。

本日は、教育新聞社外1社、個人は15名から取材・傍聴の申込みがございました。また、教育新聞社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、山口委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回6月22日の第11回定例会の議事録については、先日配布しまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第11回定例会の議事録は承認を頂きました。

前回7月13日の第12回定例会の議事録が机上に配布されています。次回までに御覧

いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第59号議案並びに報告事項（1）及び（2）については人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

議 案

第49号議案から第55号議案まで

平成30年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について

第56号議案

平成30年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

【教育長】 それでは、第49号議案から第55号議案まで、平成30年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について、第56号議案、平成30年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択についての説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 本日は、都立特別支援学校の小学部、中学部及び都立中学校、中等教育学校（前期課程）で平成30年度に使用する教科書の採択について御審議をお願いするものです。

資料として、左上に「第49号～第55号議案資料」というものがあります。その次に「第56号議案資料」「請願の要旨」があります。この3種類を使います。それから、それぞれ机の上に教科書を置いてありますので、必要に応じて御覧いただければと思います。

この3種類の資料を使いますが、今回の議案に関連しまして東京都教育委員会への請願等の状況について御報告いたします。小学校道徳教科書採択に関する請願が昨日までに1件提出されています。内容については、今御紹介した3番目の「請願の要

旨」という資料にお示しをしたとおりです。

それでは、採択に先立ち、採択方法の御確認を頂ければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

【教育長】 ただいま説明がありました件について、審議を進めていきたいと思えます。

まず、平成30年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部用教科書の採択について、議案の採決の方法を確認したいと思います。

第49号議案から第52号議案までが、都立特別支援学校の小学部で使用する文部科学省検定済教科書の採択について、となっています。新たに発行される道徳以外の種目は、法令の規定に基づき、平成27年度から平成30年度まで同一の教科書を採択することになっていますので、採択案に記載の教科書を一括して採択したいと思います。道徳の採択に当たっては、無償措置法第13条第6項により、文部科学大臣から送付される教科書目録に登載された教科書のうちから行うこととなりますが、文部科学省の指導もあり、事務局があらかじめ採択すべき教科書の候補を1種又は数種に限定する、いわゆる絞り込みを行ってはいけないとされています。したがって、議案の採決の方法については、学校種別ごとに文部科学省検定済教科書の中から、各委員が採択すべきと考える教科書を、東京都教育委員会会議規則第23条第1項により、無記名で投票していただき、多数決で決定したいと思います。

なお、過半数の票を得た教科書がない場合には、上位2者に絞った上、再度投票していただき、多数決で決定したいと思います。ただし、視覚障害特別支援学校においては点字教科書が出版されますので、投票によらず、点字教科書の原典となる教科書を採択することになります。採択の結果は、事務局の方で整理しまして、最後に御確認いただきたいと思います。

各委員の皆様には、一定の時間の中で効率的に議案の審議を進めていくことができるよう、7月13日の教育委員会で事務局から教科書採択資料と教科書調査研究資料を事前にお渡ししています。また、小学校用教科書見本についても、あらかじめ各委員の皆様は御覧いただいているかと思います。各資料等を参考にして採択する教科書を十分御検討いただき、各自、御意見を整理いただいているものと考えます。先ほど申

し上げたとおり、委員の無記名投票による多数決で小学部で使用する文部科学省検定済教科書を採択したいと思いますが、よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉

次に、第53号議案から第55号議案までについてです。第53号議案、都立特別支援学校の中学部で使用する文部科学省検定済教科書については、法令の規定に基づき、平成28年度から平成31年度まで同一の教科書を採択することになっていますので、採択案に記載の教科書を一括して採択したいと思います。第54号議案及び第55号議案、都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作教科書や学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）についても、例年どおり採択資料に記載の教科書を一括して採択したいと思いますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉——

次に、第56号議案、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択については、都立特別支援学校の中学部と同様に、平成28年度から平成31年度まで同一の教科書を採択することになっていますので、採択案に記載の教科書を一括して採択したいと思いますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉

採択方法について確認を頂きました。

なお、請願に対しては事務局において適切に対応していただくようお願いします。

それでは、まず第49号議案から第51号議案まで、都立特別支援学校の小学部で使用する文部科学省検定済教科書、道徳の採択について審議を行いたいと思います。指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 左上に「第49号～第55号議案資料」と記載された資料を御覧ください。

まず「1 文部科学省検定済み教科書」の採択についてですが、表中の「議案番号第49号～第51号」のところを御覧ください。都立特別支援学校の小学部で使用する文部科学省検定済教科書、道徳の採択についてです。実際に教科書を使用する児童の実態により三つの学校種別、つまり視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校、肢体不自由・病弱特別支援学校の3種類に分けましたので、これらの学校種別ごとに適

した教科書の採択を行っていただきます。採択に当たっては、議案資料の5ページに「文部科学省検定済教科書発行者一覧」がございますが、こちらに記載された発行者の中から学校種別ごとに1種の教科書の採択を行っていただきます。

裏面の6ページをお願いします。議案番号内訳ですが、第49号議案が視覚障害特別支援学校、第50号議案が聴覚障害特別支援学校、第51号議案が肢体不自由・病弱特別支援学校の議案となっています。

なお、視覚障害特別支援学校においては点字教科書が発行されますので、点字教科書の原典となる教科書を採択することになります。

では、御審議のほどよろしくをお願いします。

【教育長】 第49号議案から第51号議案まで、都立特別支援学校の小学部で使用する文部科学省検定済教科書、道徳の採択について、先ほど確認したとおり、視覚障害特別支援学校においては点字教科書の原典となる教科書を採択することになるため、二つの学校種別に分けて無記名投票を行った上で採決したいと思います。

投票に先立ちまして、全体として何か御意見等ございましたらをお願いします。

【山口委員】 道徳が教科になるということで、子供たちの健全な心身の発達につながるように、それぞれのトピックとか課題があると思うのですが、それについて子供たち自身が活発に議論を重ねて、以前と違って価値観が非常に多様化していますので、答えは一つではない問題がすごく多くなってきていると思います。そういうことを子供たちにも学んでもらい、それぞれの意見も尊重しながら自分の意見も発表していくことが、恐らくこれまで以上に必要になるし、そういう意味も含めて道徳が教科になったと思います。私は教科書もいろいろ拝見しましたが、教科書の役割としては、そのような子供たちの気付きや学びができるような教科書が望ましいという気持ちを持ちながら拝見しました。それぞれ特色を持つ、この教科書がどう使われるかということがすごく大事なところかと感じて、決まった教科書の効果が上がるような授業を期待したいという感想を持ちました。

【遠藤委員】 たくさんの資料を事前に頂戴しましてありがとうございました。その資料を拝見しながら、障害のある子供たちにとって望ましい道徳の教科書は何なのかということを私なりに考えてみますと、三つのポイントがあると思います。道徳で

すから、まず第一は、何といたっても誰かの役に立つ、人の役に立つことがこれからの社会を生きていく上でものすごく重要なのだ、そうしたことが盛り込まれている必要がある。それから、障害のある子供たちですから、いろいろな人間がいるということをも自分自身もよく分かっていると思います。ですから、第2のポイントとしては、人間というのは人それぞれ違うのだ、多様性があるのだということが教科書の中に盛り込まれているということ。そして第3のポイントとしては、当然、第1、第2の内容を踏まえて、自分自身、人間的な内容、中身、レベルを深める、高めるきっかけになるような事例等が盛り込まれている、それが大事なのではないか。その上で、私どもに与えられた課題は、聴覚障害と肢体不自由・病弱、そういう子供たちの教科書採択ですので、それぞれの特別支援学校に通う子供たちの障害の状況を踏まえて、その子供たちが使用するのにふさわしい教科書を選んでいかなければならない。あくまでも考えるポイントとしては、その三つを頭の中に置いていたということを私は申し上げておきたいと思います。

【宮崎委員】 今、遠藤委員のお話にもありましたが、数学のように唯一絶対の答え、誰が計算しても同じものが出るという科目ではない。そして無限の可能性と同時に、非常に繊細な問題も含んでいるという分野でありますから、教える側の在り方というのが非常に大きな意味を持つのではないかと思います。そういう意味で、特に特別支援学校で使おうということになると、使い勝手も出てくると思いますし、事前の分析でかなり細かくいろいろと分析してくださっているのは大変参考になりましたが、ノートの部分が別建てになっているもの、直接書き込まれるものとか、それを使ってどのようにディスカッションさせようとしているかとか、その誘導の仕方とか、そういうものがいろいろ特徴が出ていて、それぞれの子供の様子に合った使い方がしやすいとか、教える側にとってもそういうものを素材にして、そこから先の展開がしやすいものを選ぶのがいいのかと思いながら各教科書を読ませていただいて参りました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、進めさせていただきます。まず、第49号議案、視覚障害特別支援学校小

学部の道徳の教科書については、点字教科書の原典となる発行者を採択するということが審議会答申においても案として示されています。点字教科書の原典となる検定済教科書の発行者は教育出版株式会社であるため、教出を採択したいと思いますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、視覚障害特別支援学校小学部の道徳については、教出を採択します。

続いて、第50号議案及び第51号議案の投票用紙の配布をお願いします。

(投票用紙配布)

【教育長】 なお、投票用紙は2枚ございます。上から順に、第50号議案が聴覚障害特別支援学校、第51号議案が肢体不自由・病弱特別支援学校となっています。

投票用紙はおそろいでしょうか。

それでは、記入漏れやお間違いのないように御記入をお願いします。

(投票用紙に記入)

【教育長】 御記入はお済みになりましたか。よろしゅうございますか。

では、事務局が回収・集計します。

(投票用紙回収)

【教育長】 ただいま御記入いただいた、第50号議案及び第51号議案の都立特別支援学校の小学部で使用する文部科学省検定済教科書、道徳については、現在集計していますので、その他の教科書採択について審議を進めたいと考えますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

では、引き続き、第52号議案から第55号議案まで、平成30年度使用都立特別支援学校で使用する教科書の採択についての説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 それでは、第52号議案から第55号議案について御説明をさせていただきます。まず、文部科学省検定済教科書の採択についてです。先ほど使用しました資料1ページ、表中の第52号議案、都立特別支援学校小学部の道徳以外の教科書の採択についてです。

資料の7ページを御覧ください。平成30年度に都立特別支援学校の小学部で使用する道徳以外の文部科学省検定済教科書については、義務教育諸学校の教科書は、無償措置法及び同施行令で4年間同一の教科書を使用することが定められています。道徳

以外の小学部用の教科書については、平成26年度に採択替えを行っておりますので、平成27年度から平成30年度まで同一の教科書を使用することとなっております。したがって、平成30年度使用教科書は、平成29年度使用教科書と同一の教科書を採択することになります。平成29年度に使用している小学部の教科書については、9ページの別紙「平成30年度使用都立特別支援学校（小学部）文部科学省検定済教科書採択一覧」に記載のとおりです。

議案資料の1ページにお戻りください。続いて、第53号議案、都立特別支援学校の中学部の教科書の採択についてです。中学部用の教科書については、平成27年度に採択替えを行っておりますので、平成27年度から平成31年度まで同一の教科書を使用することとなっております。したがって、平成30年度使用の教科書は、平成29年度使用教科書と同一の教科書を採択することになります。平成29年度に使用している中学部の教科書については、議案資料の13ページ、「平成30年度使用都立特別支援学校（中学部）文部科学省検定済教科書採択一覧」に記載のとおりです。

議案資料の1ページにお戻りください。続いて、第54号議案、文部科学省著作教科書についてです。第55号議案は、学校教育法附則第9条の規定による教科書の採択についてです。

議案資料の15ページを御覧ください。第54号議案、平成30年度に都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作教科書については、次の17ページから24ページに記載されている「平成30年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用文部科学省著作教科書一覧」に示しているとおりです。この形で採択をお願いしたいと考えています。

続いて、議案資料の25ページを御覧ください。第55号議案、平成30年度に都立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する一般図書についてです。こちらは、27ページから57ページでございますが、平成30年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用学校教育法附則第9条図書一覧に基づいて採択をお願いするものです。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 第52号議案、都立特別支援学校の小学部で使用する道徳以外の文部科学省検定済教科書について審議します。

小学部で使用する道徳以外の文部科学省検定済教科書については、先ほど事務局から説明がありましたように、平成29年度使用教科書と同一の教科書を平成30年度まで使用することになっています。審議会答申においても、そのような案が示されており、審議会答申のとおり、一括して採択したいと思いますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

次に、第53号議案、都立特別支援学校の中学部で使用する文部科学省検定済教科書について審議します。

中学部で使用する文部科学省検定済教科書については、先ほど事務局から説明がありましたように、平成29年度使用教科書と同一の教科書を平成31年度まで使用することになっています。審議会答申においてもそのような案が示されており、審議会答申のとおり一括して採択したいと思いますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

次に、第54号議案、文部科学省著作教科書について審議します。

審議会答申では、平成30年度使用特別支援学校（小・中学部）用文部科学省著作教科書一覧を採択案とするとしており、審議会答申のとおり、一括で採択したいと思いますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

次に、第55号議案、学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）について審議します。

審議会答申では、平成30年度使用都立特別支援学校（小・中学部）用附則第9条図書一覧を採択案とするとしており、審議会答申のとおり、一括で採択したいと思いますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

では、それぞれ審議会の答申のとおり採択します。

引き続き、第56号議案、平成30年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択についての説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 資料左上に「第56号議案資料」と書いてある資料を御覧ください。平成30年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）の教科書の採択についてです。議案資料の3ページを御覧ください。第56号議案、平成30年度に都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する文部科学省検定済教科書については、

先ほど中学部の際に御説明したとおり、教科書の無償措置法で4年間同一の教科書を使用することが定められていることから、平成29年度使用教科書と同一の教科書を採択するものです。平成29年度に使用している都立中学校等の文部科学省検定済教科書については、5ページからその裏面の6ページ、「平成30年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）文部科学省検定済教科書採択一覧」に記載のとおりです。

説明については以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 それでは、第56号議案、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する文部科学省検定済教科書について審議します。

中学校等において使用する教科書については、先ほど事務局から説明がありましたように、平成29年度使用教科書と同一の教科書を平成31年度まで使用することになっています。審議会答申においても、そのような案が示されており、審議会答申のとおり、一括して採択したいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第56号議案についても、審議会の答申のとおり採択いたします。

これで都立特別支援学校の小学部及び中学部並びに都立中学校及び都立中等教育学校の前期課程で使用します教科書の議案の審議は全て終了しました。

先ほどの都立特別支援学校の小学部で使用する道徳の教科書の投票結果については、現在集計中です。準備ができ次第、一覧表をお渡ししたいと思いますので、御確認いただければと思います。

集計の時間を利用いたしまして、残りの議題について審議を続けたいと思います。

第57号議案

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 次に、第57号議案、東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則の制定についての説明を、都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 本件は「1 改正理由」にございますように、東京都東部学校経営支援センター支所の移転に伴い、規定を整備するものです。「2 改正内

容」の新旧対照表を御覧ください。現在の所在地は、江東区白河三丁目九番七―百一
号ですが、昭和43年に建築された建物で老朽化していることなどから、改正案の欄に
ございますように、墨田区業平一丁目七番四号に移転します。移転先の建物ですが、
この3月の改築を終えた東京都墨田都税事務所で、4階のフロアに移転します。移転
日ですが、「3 施行年月日」にございます来月、8月21日月曜日に移転します。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明について、御意見・御質問等がございましたらお願い
します。

よろしゅうございますか。

それでは、本件について原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。――
〈異議なし〉――では、本件について原案のとおり承認を頂きました。

第58号議案

「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定
について

【教育長】 次に、第58号議案、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員として
の資質の向上に関する指標」の策定について、人事部長、説明をお願いします。

【人事部長】 第58号議案、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資
質の向上に関する指標」の策定について御説明申し上げます。

最初に、議案資料、A4判横の概要版を御覧ください。昨年、11月に教育公務員特
例法の一部を改正する法律が公布され、本年4月施行に伴い、東京都教育委員会は東
京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標を策定するこ
ととなりました。

この指標策定の背景には、教員の大量退職、大量採用等の影響により、年齢構成や
経験年数に不均衡が生じ、従来、学校現場で行われてきた先輩教員から若手教員への
知識、技術等の伝達が困難になるなど、教員をめぐる環境が大きく変化してきてい
ることが挙げられます。一方で、グローバル化への対応や情報化の進展等、社会状況が

急速に変化する中であって、こうした状況変化を踏まえた新しい時代の教育に対応できる教員の資質向上に向けた環境整備が必要不可欠となってきているところです。

この教育公務員特例法の一部を改正する法律により、文部科学大臣は、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の全国的な整備に向け、指標の策定に関する指針を定めるものとされ、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者であります私ども東京都教育委員会は、この指針を参酌し、その地域の実情に応じた資質の向上に関する指標を策定するものとされました。また、この指標の策定に当たり、指標の策定に関する協議を行うための関係する大学等をもって構成する協議会を組織する必要があると定められたため、東京都がこれまで教員の養成段階として深く関わってきた大学の代表者のほか、区市町村教育委員会教育長代表、校長会代表等で構成した東京都教員育成協議会を設置しまして、養成、採用、研修を一体と捉えた人材育成の在り方等について協議を行ってきました。このほど東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標の案を策定しまして、本日、議案としてお諮りするものです。

それでは、指標の案について御説明します。A3判の両面印刷のリーフレット形式の資料を御覧ください。まず冒頭のページですが、この指標は、教員自らが生涯にわたってキャリアに応じて求められる資質の向上に努めるために策定されたものであることを示し、東京都教育施策大綱に示された東京の将来像と目指すべき子供たちの姿を明記しております。そして、それを実現するための東京の教育に求められる教師像と、その教師が取り組むべき今後の教育施策における重要事項を記載しています。この教師像が見開きのページに示しております人材育成の基本的な事項に、重要事項が裏面の教育課題につながってきます。

次に、見開きのページを御覧ください。校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標（案）を示しています。横軸では、教諭、主任教諭、指導教諭、主幹教諭、副校長、校長といった職層で区切っています。これは、各職層に応じて身に付けるべき能力が異なり、教員が段階的に各職層に応じて学校組織の中で求められる役割や能力が高まっていくように構成しています。縦軸では、教員として求められる能力として、学習指導力、生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力、学校運営

力・組織貢献力として4項目を示しています。また、管理職については、学校マネジメントに関する事項として、学校経営力などの4項目を示しています。さらに、主幹教諭から教育管理職となる管理職候補者については、将来の副校長、校長としての育成に向けて学校マネジメントに関する事項を示しています。表の下部には、教育課題に関する対応力としての項目を掲げて、職層ごとにどの教育課題にも対応できるよう、求められる力を示しています。個々の教育課題については、裏面に具体例として明示しています。

それでは、裏面を御覧ください。この指標に示しております九つの課題は、東京都教育施策大綱及び東京都教育ビジョンにおいて示された内容に基づいて取り上げたものとなっています。ここでは、大きく教員として求められる力と、教育管理職として求められる力とに分けていますが、基本的には見開き2ページの下段に示された職層ごとに求められる力に合わせて、具体的な姿をイメージしながら、教員一人一人が自身の資質向上に努めていくことが大切であると考えています。

この東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標(案)について、本日御承認を頂ければ、このリーフレット形式の資料を学校へ周知し、人材育成に向けて活用していくとともに、教員の育成段階である大学等の機関とも情報を共有し、教員の養成にも活用していただけるよう考えているところです。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明について、御意見・御質問がございましたらお願いします。

【遠藤委員】 ありがとうございます。御苦労さまでした。でも、これを拝見すると、これは今までありましたよね。教育施策大綱を教育委員会として私ども審議して、こういうものがある、あるいは総合教育会議において新たな教育ビジョンの下でこういうことをやると、特にこの見開きの9項目は全部、今まで東京都は非常にきめ細かな対応をして決めて、各発展段階における教員研修の場においてこれを徹底してやってきたはずですよ。それができていなかったということなのですか。

【人事部長】 遠藤委員が御指摘のとおり、今まで私ども教員の育成基本方針、OJTガイドライン等を示して、各学校におけるOJT等に取り組んでいただくため

に、その職層、その経験の度合いに応じて求められる能力を正しくこのように示してきました。今回改めて指標という形で定めたのは、教育公務員特例法の一部を改正する法律が公布され、各任命権者にそういう指標を定めなさいということで改めて義務付けされたことを受けてです。その策定の手続として協議会を設置し、そこで十分協議をした上で、改めて指標を作成するよということになりました。養成、採用、研修が一体となった形で育成していくということで、各養成大学ともしっかり情報を共有して、教員の育成、資質向上を図っていくことが求められましたので、改めてそういう協議会を設置して、今まで私どもが取り組んできたものを再度整理し直したということです。

【遠藤委員】 苦しい立場は分かりましたが、これは法律で定められたということですね。したがって、東京都の場合には法律で指示されたことは既にあります、ですから改めてこれはこうですというわけにはいかないということなのですか。委員として考えた場合、今まで議論して、さんざん皆さんが御苦労されてこういうことを東京都はやってきているのではないですか。その都度、先生の指導もし、教員養成大学にどう対応しているのか分からないですが、東京都の場合、非常にきめ細かな配慮をして、私も教育委員でもう丸3年になるのですが、非常に立派だな、ただ、それを受け止める先生たちにいろいろなレベルがあるから大変だなと思います。

私は今考えていたのですが、何で文科省のこういう法律ができたのかというと、全国47都道府県で見た場合に、足りないところが多々あるのだと思います。そうすると、一番足りないところに合わせてこういう指標を改めて作りなさい、協議会を設けてきちっと議論して行いなさいということになったのだと思います。それに合わせて東京都としてやる場合には、これは正直言って今まであるものの焼き直しですね。そのようなことを言ったら失礼かもしれませんが、でも焼き直して足るのです。内容的にはこれで十分なのです。これはどこかの時点で私は見たものばかりです。ですから、この第58号議案について反対する理由は全くないわけであって、今まで我々がやってきたことが改めて第58号議案として、文部科学省が定めた法律に基づいて東京都の教育委員会としてこういうものを改めて作りましたと私自身は受け止めて、自分を納得させているのですが、何か腑に落ちないという思いは残っています。別にこれに

反対するわけでもないのですが、何なのだ、これはという思いはしていますので、感想です。

【人事部長】 遠藤委員が御指摘のとおり、私どもが取り組んできたものを、今回改めて協議会を設置して、これまで養成大学にも教職課程のカリキュラム等を提供してきましたが、そういうものも改めてここで確認し合って、情報共有し直すという形です。協議会を行った意義は、東京都教育委員会がこれまで取り組んできたものを、今回、もう一回指標という形で今まで取り組んできた私どもの教員人材育成基本方針、OJTガイドライン、そういうものを全部こちらに改めて整理をし直したものですので、内容的には遠藤委員が御指摘のとおりです。ただ、今回、あえて意義があるとすれば、こういう協議会を設置しまして、養成大学等と改めて意見交換をし、大学での養成、私どもの採用、そして採用後の研修を一体的に行っていくことが教員の資質向上につながるのだということを再確認できたことと思っています。また、今まで大学等に提供してきた教職課程カリキュラムについても、改めてもう一度見直しをして、今までは小学校の部分で提供してきたわけですが、他校種についても改めて取り組んでいきたいということで、この協議会の中でもそういう意見が出ていますので、これを機会に大学等といま一步取組を進めていきたいと思っています。

【秋山委員】 このすばらしい指標をありがとうございました。この指標は現職の先生方も自己評価に使えるものだと思いますが、例えば自己評価をして不足しているなど感じた場合に、その先生が気軽に相談できるようなシステムがあるかどうか。なければ、せっかくこの指標ができたので、是非活用できるようにしていただきたいと思います。

【人事部長】 現在もガイドラインを持っています。この指標を改めて示すことにより、これまでも先生方と校長先生の間で自己申告制度、人事考課制度があり、その中でこの指標に基づいて、教諭、主任教諭、指導教諭、主幹教諭の置かれている立場で、あなたは今こういう基礎形成期ですね、あなたはこれから伸長期ですね、ですからこういう能力が求められますよと、自己申告のところで意見交換をしっかりと、そこで研修計画をしっかりと立てていただくということも、これまでも取り組んでいますし、これからもこの指標を活用して、個々の先生方が自らしっかり研修プランを立

てて、管理職と意見交換しながら育成につなげていくという仕組みを今取っています。これを今度は今年度から研修センターが、マイキャリアノートという教職員一人一人のページを立ち上げ、タブレットやスマートフォンを用いて研修の中が見える、そういうものを活用しながら、自らどういう研修を選択して、^{しっかい}悉皆研修だけではなくて、選択研修、自分で選んで研修を受講していくという取組を行っています。今も実はガイドライン等がベースとなっているのですが、これをそういう取組の一つのベースとして活用していただければと思います。

【山口委員】 ありがとうございます。法律の関係で新たにということなのですが、そうであれば、これが新たな視点での気づきにつながっていくことが望ましいと思います。遠藤委員が感じられたように、恐らく現場もこれを配られると、またか、もうやっているぞみたいな、そういう印象をやはり受けるということが考えられます。現場は多忙を極めていて、一生懸命やっているのは間違いないと思います。求められることばかり多くてと、そういう意味では、しょうがないとは思いますが、これを配られて、この文書をぱっと見て読む人がどれだけいるのかという印象を受けました。研修も通じてだと思のですが、一つ一つの文言とか意味とか、これが活用されるというか効果を上げるためには、どう理解していただくか。後は解釈というのは人によって、同じ言葉でも随分違うこともありますし、時代背景とか社会の情勢とかによっても変わってきますので、それぞれの研修等でそういったことを理解していただく、すっとんと落ちるようなものにしていただければと思っています。また、これはこれとしていいのですけれども、書きぶりとか提示の仕方などを今後は、ぱっと見た時に、読んでみようかと思うような工夫について、子供の教科書も先ほど審議がありましたが、私たち大人もそういうところがあると思いますので、字の大きさとか何か工夫するとかしていただければ、更に良いものになると思います。感想めいたことですが、お願いします。

【宮崎委員】 御苦労さまです。先ほど遠藤委員がおっしゃったように、今までやってきたことをまとめたというのは確かにそうだと思うのですが、見える化して整理するということには一定の意義があると思いますので、これを活用することも大事だと思います。細かく分析して整理すればするほどマニュアル化してしまうという恐れ

を私は感じていまして、一つ一つの項目が、例えば自らの授業を公開する、公開すればいい先生なのかみたいな、そういうマニュアル化は避けたいと思います。これの全体を包含する豊かな人間性とか、人間力全体をどう膨らませていくのかという観点を是非忘れずに、その中身を分析するようになっていくということで、管理職候補者の主幹教諭になっていきなり教育者としての高い見識が出るのではなくて、1年目から教育者としての姿勢とか人間性、豊かな心を培っていくとか、そういう流れは一つ必要ではないかと思うのが1点です。

それからもう1点は、裏面になるのですが、教育課題の中の下から2番目、オリンピック・パラリンピック教育の推進です。オリンピック・パラリンピックは確かに東京で行って一大イベントですから、これを使わない手はないし、これそのものも教育だと私はもちろん思っていますが、しかし、余りこだわると、終わってしまったらどうなるのかとか、これはあくまで手段なのですね。目的ではない。だから、オリンピック・パラリンピックなどを利用した国際理解教育であるとか、フェアプレーに関する概念とか、心の育ちとか、そういうことでこれはあくまで手段であるという位置付けにさせていただけると有り難いのではないかと感じています。

【人事部長】 御指摘のとおりかと思えます。今頂いた前段のお話で申し上げますと、最初のページに東京都の教育に求められる教師像ということで、下段の枠の中の左側に示していますが、これはどの職層においても、まず東京都の教員になる時に求められる教師像を示していきまして、まずはこれがベースになっているという位置付けかと思えます。これを採用する候補者に対しても既にお示ししているところで、正しくこういうものを養成大学と共有していくことが重要かと私どもも思っています、改めてここで示させていただいているところです。

そして裏面の個々の教育課題に関しては、上段でお示ししていますとおり、現在の教育施策大綱、教育ビジョンを踏まえて、宮崎委員がおっしゃったとおり、これを用いて教員がしっかり力をつけていくという位置付けと理解させていただいて結構かと思えます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

ほかに特にないようでしたら、本件について原案のとおり決定してもよろしゅうご

ございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、本件については、原案のとおり承認を頂きました。

では、準備ができたようですので、先ほどの投票結果の確認をさせていただきます。

第50号議案及び第51号議案、平成30年度使用都立特別支援学校（小学部）用教科書の採択についてですが、投票結果の説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 第50号及び第51号議案、都立特別支援学校小学部用教科書、道徳について御説明をさせていただきます。先ほど投票していただいた結果を集計し、今、お配りいたしました、「平成30年度使用都立特別支援学校（小学部）文部科学省検定済教科書（道徳）採択一覧」にまとめています。

第50号議案の聴覚障害特別支援学校について、委員の意見は一致しています。また、第51号議案の肢体不自由・病弱特別支援学校についても、委員の方々の意見は一致しているところです。報告は以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、まず聴覚障害特別支援学校についてですが、第50号議案は委員の意見が一致いたしましたので、学研といたします。

次に、肢体不自由・病弱特別支援学校についてですが、第51号議案は委員の意見が一致いたしましたので、日文といたします。

以上で、都立特別支援学校の小学部で使用する道徳の教科書について確認が終わりました。

何か御意見がございましたら発言をお願いします。

【秋山委員】 今回、特別支援学校の教科書採択の資料及び小学校教科書採択の研究資料をたくさんいただきました。とてもよく研究されて書いていただきましたので、今回の採択に大変参考になりました。関係者の皆さんに感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、他に御質問・御意見がないようですので、平成30年度に都立支援学校の小学部で使用する道徳の教科書採択については、このとおり採択いたします。

なお、採択の理由については、事務局において整理をしてもらい、各委員と確認を

した上で最終的に取りまとめ、速やかに公表させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

では、平成30年度使用都立特別支援学校の小学部及び中学部並びに都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択については、このとおり採択させていただきます。

参 考 日 程

（１）教育委員会定例会の開催

8月24日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 8月の第2木曜日の10日は、現在処理すべき案件等がありません。次回教育委員会定例会は、8月24日木曜日午前10時から、ここ教育委員会室にて開催を予定しています。以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、8月10日は案件がないとのことですので、この場で8月10日の教育委員会は開催しないこととしたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、8月10日の教育委員会は開催しないことといたします。

今回は8月第4木曜日の8月24日となりますので、お間違えのないようお願いいたします。

日程以外の発言

【教育長】 日程その他、何かございましたら御発言願います。

よろしゅうございますか。

それでは、非公開の審議に入ります。

（午前11時07分）

**平成30年度使用 都立特別支援学校（小学部）
文部科学省検定済教科書（道徳）採択一覧**

[投票結果]

- ・委員の意見が全員一致したもの 2校種
- ・委員の意見が一致しなかったもの なし

校種	議案 番号	教科 (種目)	投 票 結 果
聴覚障害 特別支援 学 校	50	道徳	全員一致により 学 研
肢体不自由 ・病 弱 特別支援 学 校	51	道徳	全員一致により 日 文

[採択結果]

校種	議案 番号	教科 (種目)	採 択 結 果
視覚障害 特別支援 学 校	49	道徳	教 出 （点字教科書の原典となる文部科学省検定済教科書を採択）